

第2回 小樽商科大学 経営協議会 議事要旨

日 時：平成17年10月12日（水）14：00～

場 所：第二会議室

出席者：秋山学長，山本理事（総務担当副学長），佐々木理事（財務担当），遠藤委員（経済学科教授），奥田委員（アントレプレナーシップ専攻教授），小原委員（学外委員），作田委員（学外委員）

欠席者：逢坂委員（学外委員），鎌田委員（学外委員），榊原委員（学外委員）

議事に先立ち，学長から，事前に配付している前回（6月21日）開催の議事要旨の確認が行われた。

議題1 平成17年度補正予算（案）について（資料1）

学長から，平成16年度財務諸表については，第1回経営協議会（6月21日開催）において，法人として初めて報告しており，8月29日付けで文部科学大臣の承認がされたものであり，繰越金である剰余金に対する経営努力認定については，現在文部科学省が財務省と協議中のため，近日中に承認されると考えているものである。この経営努力認定を見据え，学内において補正予算の準備を進めてきたが，このたび配分案がまとまったので事務局から説明の後，審議願いたい旨発言があった。

次いで事務局から，配付資料1-1から1-2に基づき説明の後，学長から，この件については，文部科学省より経営努力認定の承認がおりていなく，また，アスベスト対策経費についても，その対応策を含め必要額を整理中という状況であり，各種事業を速やかに遂行していくためにも，大筋の了承をいただき，詳細部分の調整等については，役員会に一任していただきたい旨提案があり，審議の結果，原案どおり承認された。

議題2 国立大学法人小樽商科大学予算決算及び出納事務取扱規則の一部改正等について（資料2）

学長から，本件については，事務局からの説明の後，審議願いたい旨発言があった。

次いで，事務局から本規則については，国立大学法人の予算決算制度の実態に即した内容とするため，条文の修正・新設を行うとともに，細則の制定をする必要が生じたことにより，規則の一部改正等についての説明の後，学長から資料2-1から2-3のとおり提案があり，審議の結果，原案どおり承認された。

（説明要旨）

- ・ 予算の繰り越しが可能である旨の条文を追加する。
- ・ 職員の立替払について「立替払取扱要項（事務局長裁定）」で運用してきたところであるが，その事務処理の重要性に鑑み，規則上立替払ができる旨の条文を追加し，併せて従来の取扱要項を「立替払取扱細則」として制定する。
- ・ 科学研究費補助金その他外部資金全般について，その受領が確実と判断される場合に限り，大学として一時的な立替を可能とする旨の条文を追加し，併せて具体的な処理手続を定めた「補助金等資金の立替に関する事務取扱細則」を制定する。

報告事項1 国立大学法人小樽商科大学の平成16年度に係る業務の実績に関する評価結果について（資料3）

学長から、平成16年度に係る業務の実績に関する評価結果が、平成17年9月16日付けで、国立大学法人評価委員会より配付資料3のとおり通知があり、本学の進行状況については、「計画通り進んでいる」という評価であった旨報告があった

報告事項2 国立大学法人小樽商科大学学長選考規程等について（資料4）

学長から、学長選考規程については、学長選考会議において審議を重ね、教職員に対する説明会を経て、7月27日開催の教育研究評議会において原案が承認され、8月8日開催の学長選考会議において配付資料4のとおり規程及び細則を決定し、学長選考のための手続きを進めている旨報告があった。

報告事項3 本学における人事院勧告の取り扱いについて（資料5）

学長から、8月15日に本年の人事院勧告が行われたが、本学は国立大学法人であり、人事院勧告の直接の影響は受けないが、教職員の就業規則説明会において、国家公務員の支給基準に準拠すると説明しており、役職員の給与改定は、閣議決定及び国立大学法人法において、国家公務員の給与水準を考慮し、適正な給与水準とすることとし、社会一般の情勢に適合したものとなるようされている。人事院勧告の内容は、配付資料5のとおりであるが、本学の取扱いについて方針を決める必要があったため、9月26日役員会を開催し、人事院勧告のとおり、本学の就業規則を改正するが、教職員に対する説明、実施時期等については一任することです承されました。

10月5日に教職員を対象に、人事院勧告に係る就業規則改正の基本方針説明会を開催し、人事院勧告のとおり、本学の就業規則を改正するが、不利益変更を行えないため4月に遡っての調整は行わないことと、改正日については12月1日とする説明を行った。今後さらに、教職員に対して説明を重ね、11月末までには就業規則の変更を予定している旨報告があった。

次いで、学長から、次回の経営協議会については、開催する場合に改めて連絡する旨発言があった。